

平成 29 年 8 月 28 日
東京都住宅供給公社
東京都都市整備局

都営住宅における消防設備点検の未実施について（第 1 報）

都営住宅の管理業務を受託している東京都住宅供給公社において、下記の 2 棟について、消防設備点検*が適切に行われていなかったことが判明しました。

お住まいの皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

現在、全ての都営住宅において、消防設備などの点検状況について、あらためて確認作業を進めています。

引き続き、事実と原因を究明し、再発防止策を講じて、このようなことのないように万全を期してまいります。

なお、本件については、所轄消防署の指導に従い是正を進めています。

※ 消防法により年に 2 回の消防設備点検及び 3 年に 1 回の消防署への点検結果の報告が義務付けられている。

記

1 対象の住宅

- (1) 都営勝どき一丁目アパート 5 号棟
住居表示：東京都中央区勝どき 1-2-5
規 模：78 戸 14 階建
竣工年度：平成 13 年度
- (2) 都営長房アパート 西 15 号棟
住居表示：東京都八王子市長房町 588
規 模：110 戸 10 階建
竣工年度：平成 18 年度

2 判明の経緯等

- (1) 都営勝どき一丁目アパート 5 号棟

公社は、自動火災報知機の誤作動をきっかけとして、8 月 24 日（木）に臨港消防署から受けた指摘に基づき、同日、本住棟の消防設備点検を平成 25 年度以降、実施していなかったことを確認した。

直ちに臨港消防署へ事実関係を報告し、8 月 25 日（金）に、自治会役員への説明を行った上で、消防設備点検を実施した。

(2) 都営長房アパート 西 15 号棟

その後、都営住宅全住棟における消防設備点検の実施状況を調査したところ、8 月 26 日（土）に本住棟についても管理を開始した平成 19 年以降、消防設備点検を実施していなかったことを確認した。

8 月 27 日（日）に八王子消防署へ事実関係を報告するとともに、自治会役員への説明を行い、8 月 28 日（月）に消防設備点検を実施した。

3 原因

(1) 都営勝どき一丁目アパート 5 号棟

同団地内の別住棟を除却した際に、除却した住棟と誤って、公社が本住棟を消防設備点検の対象住棟のリストから除外してしまった。

(2) 都営長房アパート 西 15 号棟

本住棟の建替工事が竣工し、公社が東京都から管理を引き継いだ際、消防設備の情報を登録せず、点検対象住棟のリストに追加されなかった。

4 対応

今回の事態を受け、次の対応を行っている。

- (1) 自治会役員への説明、居住者への周知
- (2) 当該住棟の消防設備点検の実施及び点検結果を所轄消防署へ報告
- (3) 都営住宅全住棟における消防設備等の点検実施状況の確認
- (4) 点検対象住棟のリストを複数の部署で定期的に確認するなど、再発防止策を検討・実施

問い合わせ先

（総合窓口）

東京都住宅供給公社総務部総務課

電話 03 - 3409 - 2261（代表）

（本件委託内容について）

東京都住宅供給公社住宅営繕部施設保全課

電話 03 - 3409 - 2261（代表）

（都営住宅の業務委託及び消防設備の点検について）

都市整備局都営住宅経営部住宅整備課

電話 03 - 5320 - 5037

（東京都住宅供給公社の経営に関する指導監督について）

都市整備局住宅政策推進部住宅政策課

電話 03 - 5320 - 4946